

「しめ縄」づくりに チャレンジしてみませんか!

- ▶と き=12月12日①9:30～②13:30～
- ▶ところ=天草文化交流館・工芸室。
- ▶対 象=市内に在住している人。
- ▶定 員=①②各10人(先着順)。
- ▶参加料=500円。



▶申込方法=電話またはFAX(住所、氏名、電話番号を記入)で、12月5日④までに天草文化交流館☎・FAX⑦5665へお申し込みください。

※参加料は当日徴収します。

▶準備するもの=作業がしやすいように、長そでシャツを着用してきてください。

【問い合わせ先】天草文化交流館☎⑦5665

「矢筈岳さわやか登山」の 参加者募集!

- と き=12月13日④午前9時集合。
- コース=平床農村公園(本町公民館から約2.5km)から矢筈岳山頂まで(片道約5km)。
- 参加料=無料。
- 持参品=弁当、飲み物など(山頂では、豚汁のサービスがあります)。
- 申込方法=12月9日④までに電話またはFAX・電子メール(住所・氏名・年齢・電話番号を記入)で、本町公民館へお申し込みください。

[電話・FAX] ③4735

[電子メール]

honmachi-ko@city.amakusa.lg.jp

【問い合わせ先】本町公民館☎③4735

11月25日から 『天草市宝島クーポン券』の交換販売を行います!

市民の生活支援と地域経済の活性化を図ることを目的に、1万円で1万2,000円の買い物ができる、第2回「天草市宝島クーポン券」を販売します。送付されてきた引換券(ハガキ)をご持参のうえ、市内の販売場所で購入してください。なお、代理者の購入もできます(必ず引換券をご持参ください)。



- 販売期間=11月25日④(28日④を除く)から12月4日④まで。時間は午前9時から午後4時まで(12月5日④以降は、無効となりますのでご注意ください)。
- 販売場所〔購入は1人3冊まで〕
 - ①本渡商工会議所地区券
 - ・天草宝島国際交流会館ポルト2階
 - ・JA本渡五和本所2階
 - ②牛深商工会議所地区券
 - ・市役所牛深支所
 - ・牛深商工会議所
- ※11月29日④は牛深商工会議所のみ。
- ③天草市商工会地区券
 - ・天草市商工会の各支所
- ※11月29日④は午前9時から正午までの販売。
- 使用期間=12月1日④から平成22年1月31日④まで。
- 使用方法
 - ①クーポン券は1,000円単位で利用し、つり銭はありませんのでご注意ください。
 - ②1回の使用額は20万円まで。
- ※取扱所で商品やサービスなどの代金として利用できますが、再度換金できる商品券・ピール券・ギフト券・ハガキ・切手などは対象外です。
- 取扱店の表示=利用できる取扱店(店舗など)には、のぼり旗を掲示してお知らせします。
- また、市のホームページや販売所で、取扱店一覧表によりお知らせします。

【問い合わせ先】市宝島クーポン券実行委員会事務局(本庁〔別館〕・商工観光課内)内線2551
本渡商工会議所☎③2001/牛深商工会議所☎③3141/天草市商工会☎③2525

「ゴミの焼却・不法投棄」は法律で禁止されています

ダメです! 野外でのゴミの焼却

家庭などから出るゴミを、ドラム缶や小型焼却炉などで燃やすことはできません(右記の例外規定を除く)。

これは、ゴミを焼却するときにダイオキシンという環境ホルモンが発生し、人体に悪影響を与えるほか、黒煙やにおいて、近所に迷惑をかけるため、法律で禁止されているものです。

ゴミの減量・資源化に努め、家庭でのゴミの焼却は絶対に行わず、各地区のゴミステーションへ出してください。



■次の例外規定がありますが、生活環境上支障を与え、苦情のある場合は行政指導の対象になります。気象条件や時間帯など、近所の迷惑にならないよう十分配慮しましょう。

- ①風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却(例:どんどや)
- ②農・林・漁業を営むためにやむを得ず行う焼却(例:農業者が行う稲わらなどの焼却や林業者が行う枝などの焼却)
- ③日常生活の中で通常行われる焼却で軽微なもの(例:暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー)
 - ※軽微な焼却とは、煙の量やにおいなどが近所迷惑にならない程度の焼却です。
- ④災害の予防または復旧のために必要な焼却(例:災害時における木くずなどの焼却)

ダメです! ゴミの不法投棄

豊かな自然環境に恵まれた「天草」を後世に残していくことは、天草に住む私たちの責務です。

しかし、一部の心ない人たちが、家庭ゴミやテレビ、廃タイヤなどを人通りの少ない道路沿いや山林など、市内のいたるところに不法投棄しています。これは、景観を損ねるだけでなく自然環境の破壊にもつながります。

ゴミを捨てることは、法律で禁止されており、市内で検挙された事例もあります。

天草の豊かな自然環境を守るためにも、ゴミは責任を持って各地区のゴミステーションまたは清掃センターへ出してください。

なお、法律でリサイクルが定められている家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)やパソコンは、ゴミステーション・清掃センターに出すことはできませんので、販売店や製造メーカーに引き取り(有料)を依頼してください。

※土地の所有者または管理者は、廃棄物が捨てられたときは自らの責任で処理しなければなりません。日ごろからゴミが捨てられないよう、清潔に保つようにしましょう。

なお、市では「不法投棄防止看板」を作成していますので、必要な場合はご相談ください。

※法律に違反した場合は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、またはこれらをあわせて処される場合があります(法人の場合は1億円以下の罰金)。

※野外でのゴミの焼却や不法投棄している現場を発見したときは、下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】

本庁・環境課廃棄物対策係(内線1273)

牛深支所・環境課(牛深クリーンセンター内)☎⑥0331/その他の支所・市民生活課市民生活係